

矢巾町官民データ活用推進計画



令和元年 7 月

目 次

1. 矢巾町の現状及び課題	1
2. 矢巾町官民データ活用推進計画の目的	2
3. 矢巾町官民データ活用推進計画の位置付け	3
4. 矢巾町官民データ活用推進計画の推進体制	4
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	7
(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組.....	7
(2) 官民データの容易な利用等に係る取組.....	7
(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組.....	8
(4) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組.....	8
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	11

1. 矢巾町の現状及び課題

矢巾町は現在、少子・高齢化の問題を抱えており、それに伴い将来税収の落ち込みが危惧され、地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

2. 矢巾町官民データ活用推進計画の目的

矢巾町官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）」を受けて、矢巾町内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、矢巾町が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

3. 矢巾町官民データ活用推進計画の位置付け

矢巾町官民データ活用推進計画は、第7次矢巾町総合計画【前期基本計画（平成27年12月）】第7章「安心と信頼が寄せられる行政経営」を達成するための手段の一つとして、「BPR¹推進の取組」、「オープンデータ²化推進の取組」、「個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）の普及及び活用に係る取組」及び「クラウド化推進の取組」について具体的な施策を定めるものとする。

¹ Business Process Re-engineering の略。現在の業務フローを見直して、再設計すること。

² オープンデータとは、広く開かれた利用が許可されているデータのこと。一般的には、行政が保有する各種公共データを、誰もが利用しやすい形で公開することを指す。

4. 矢巾町官民データ活用推進計画の推進体制

矢巾町官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、矢巾町官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と関係部門との連携、協力が不可欠である。そのため、部署横断的に必要な各種取組を加速・推進させていく。

また、年度末に、担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本町の行政運営に反映していく。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の4つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し(BPR)を推進する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等を踏まえて、矢巾町が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる(マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017(平成29年6月9日閣議決定)、未来投資戦略2017(同))。矢巾町においては、行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する(例:身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等)。

(4) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デ

デジタル化、システム改革、BPR)

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、矢巾町内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

○図書館関連業務に係る電子化の取組

矢巾町では、図書センターの利用率及び利便性向上に繋げるため、ボランティアによる絵本の読み聞かせ会、自動貸出機の設置及びインターネットによる貸出予約等の取組を行ってきたが、そのサービスが未だ利用者に浸透していない。

上記の課題を解消するため、オンライン蔵書検索及び予約機能並びに自動貸出機能を、利用者及び利用希望者へ広く周知し、図書センター利用者の満足度及び図書館利用率の向上を図る。

<指標 (KPI³) >

年間図書館利用者数(図書館利用者カード発行枚数、来館者数等)

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)

○ごみ分別情報のオープンデータ化の推進

矢巾町では、ごみの収集日やその出し方、分け方に関して問い合わせ件数が増加するなど、職員の負担が増加する要因となっている。

上記の課題を解消するため、地域ごとのごみの収集日及びごみの分別情報についてオープンデータとして公開・更新し、住民がより容易に知りたい情報にアクセスできる環境を作る。

これにより、住民の利便性向上及びごみ減量化のほか、職員の業務負担軽減にも繋げる。

<指標 (KPI) >

ごみの収集日及びごみの分別情報のデータ化及び町サイトへのアップロード並びに定期的な更新の状況

<スケジュール>

【継続的】ごみの収集日及びごみの分別情報のデータ化及び町サイトへのアップデート

³ Key Performance Indicators の略。目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。

(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組

①コンビニ交付サービスの周知徹底及び利用促進

矢巾町では、町役場のほか、コンビニでも住民票の写しや印鑑登録証明書及び所得課税証明書等の発行サービスを提供しているが、証明書の総発行数に占めるコンビニでの発行数が低調となっている。

この課題を解消するため、マイナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスの周知徹底に取り組み、町民の利便性向上とともに業務の効率化を図る。

<指標 (KPI) >

- ・コンビニ交付サービスによる証明書の発行率 (コンビニ交付数/総件数)

<スケジュール>

【継続的】窓口来庁者及び証明書郵便請求者へのコンビニ交付サービスの案内

②マイナンバーカードの取得率の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、証明書のコンビニ交付サービス等の周知徹底を図り、住民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

<指標 (KPI) >

- ・マイナンバーカードの普及率 (カード所有者数/町総人口)
- ・マイキープラットフォームへの参加

<スケジュール>

【継続的】窓口来庁者へ個人番号カード所有のメリットを案内

(4) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 (標準化、デジタル化、システム改革、BPR)

①業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

令和2年までに、リモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進する。これにより、時間と場所を有効に活用できる働き方改革・オフィス改革を進め、行政サービスの効率化と新たな価値創造を目指す。

<指標 (KPI) >

- ・リモートアクセス環境の整備状況 (件数)

<スケジュール>

- ・令和2年までに情報管理部署におけるリモートアクセス環境を順次拡大

②地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のための API⁴も規定しており、80%を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている(平成29年4月1日現在)。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ(相互運用性)を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様準拠を利用することとする。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックイン⁵の回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析に当たっては地域情報プラットフォーム標準使用を利用する。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載する。

<指標 (KPI) >

- ・地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率(調達仕様書に記載した業務数/地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数)

⁴ Application Programming Interface の略。OS(基本ソフト)やアプリケーションソフト、ウェブアプリケーションが自ら持つ機能の一部を外部アプリケーションから利用できるように、機能の呼び出し手順や記述方法などを定めた仕様のこと。

⁵ 特定の企業製品やサービスの独自技術に大きく依存した構成にすること。他社への切り替えが困難となる。

- ・同準拠製品の導入数（地域情報プラットフォーム準拠製品利用数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数）

<スケジュール>

- ・システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

③官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成

矢巾町における官民データを活用した施策の推進のために必要な人材を確保するため、データ活用のノウハウやサイバーセキュリティ対策などについて、国の支援メニューも活用しつつ、職員の研修・育成を積極的に推進する。

<指標（KPI）>

- ・研修履修人数

<スケジュール>

- ・令和2年までに情報セキュリティについて研修を開始

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

矢巾町官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「矢巾町情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「矢巾町個人情報保護条例（平成17年3月1日矢巾町条例第2号）」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。